

議案第 23 号

松阪市職員の給与に関する条例等の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(松阪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「報酬であって」の次に「第 2 種初任給調整手当、」を、「住居手当、」の次に「地域手当、」を加え、「地域手当、」を削る。

第 5 条第 3 項中「同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間」を「昇給を行う日前 1 年間」に改める。

第 5 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

(第 2 種初任給調整手当)

第 5 条の 7 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第 4 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第 9 条の 3 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第 9 条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額（その額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。

2 第 2 種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第 1 項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第 2 種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、第 2 種

初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第2項第1号中「以下次項」の次に「及び第4項」を加え、同項第2号中「支給単位期間につき、」の次に「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」を加え、同号ス中「使用距離が片道60キロメートル以上である職員」を「使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員」に改め、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員
52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員
56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員
59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員
63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第10条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、「定める額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「55,000円」を「69,400円」に、「前項の規定」を「前2項の規定」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、3,000円を超えない範囲

内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第15条中「職員の」を削る。

(松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 松阪市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年松阪市条例第285号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「種類は、」の次に「第2種初任給調整手当、」を加え、同条第4項中「地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、住居手当及び特殊勤務手当」を「第2種初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、地域手当及び退職手当」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第3条の2 新たに採用された職員であって、当該職員に適用される給料月額及び地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額の1時間あたりの給与額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準額を下回るものには、第2種初任給調整手当を支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、権衡上必要があると認められるものには、前項の規定に準じて第2種初任給調整手当を支給する。

(松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年松阪市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「新条例第10条第2項並びに第12条第2項及び第3項」を「松阪市職員の給与に関する条例」に改める。

附則第16項中「新条例」を「松阪市職員の給与に関する条例第5条の7及び」に改める。

附則第17項及び第18項中「新条例」を「松阪市職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。